

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	三重県教育委員会
指定したモデル地域名	津市

概 要

モデル地域の構成（平成 27 年 5 月 1 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
津市教育委員会	小学校 4 校 中学校 1 校
三重県教育委員会	特別支援学校 1 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

【現状】

聾学校は、聴覚障がいのある幼児児童生徒へのコミュニケーション力及び言語力の育成を中心とした学習活動を展開する県内唯一の聴覚障がい教育の特別支援学校である。センター的機能による地域支援では、聞こえの課題を中心に言葉の学習、文章読解に関する学習等の支援を行っている。

小学部は、津市立倭小学校と学校間交流を 20 年以上にわたって継続している。教育活動全般において共に活動する機会を設け、年間を通じて各学年で 2～3 回の学校間交流を行っている。これまでの取組により、倭小学校の児童には、聴覚障がい児童との接し方や配慮の観点が備わっており、聴覚障がいについての理解が定着している。小学部ではこの倭小学校との学校間交流の他、難聴学級や言語・通級指導教室との交流学習会も実施している。

中学部は、年間をとおして津市立の橋南中学校と学校間交流を行っている。

なお、聾学校と学校間交流を行っている近隣の幼稚園、小学校、中学校、高等学校では学校間交流推進協議会を実施し、定期的に情報を共有している。

【課題及び指定理由】

聾学校小学部は、長年にわたって津市立の倭小学校と学校間交流を実施してきたが、行事中心の取組にとどまり、教科学習に踏み込めてこなかったため、教科学習の内容充実を図るとともに、小学校の教科学習場面での合理的配慮に関する研究を進めることとした。

また、聾学校小学部の児童が居住地校交流を実施している小学校が津市内に 3 校あるため、津市をモデル地域に選定し、学校間交流によって培われた聴覚障がいに係る合理的配慮を抽出し、居住地校交流の教科学習場面で応用することで、その有効性を検証した。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

県教育委員会は、手話通訳の有資格者を合理的配慮協力員として聾学校に配置し、聾学校の児童生徒と小中学校の児童生徒との交流及び共同学習を進めた。また、前述の学校間交流推進協議会の内容に係る情報共有や、本事業に係る引率教員及び合理的配慮協力員の役割の整理など、県教育委員会と聾学校との打ち合わせ会を実施することで、交流及び共同学習の実施状況を把握し、必要に応じて助言を行った。

さらに、県教育委員会主催による特別支援教育研究報告会を2月に開催し、市町教育委員会、小中学校、高等学校及び特別支援学校の教員を対象に事業の取組や成果と課題等の還流報告を行った。

【モデル地域内における取組】

・交流及び共同学習の実施内容は、以下のとおりである。

- ①倭小学校との学校間交流
- ②橋南中学校との学校間交流
- ③津市内3小学校との居住地校交流

・交流及び共同学習の実施における工夫は以下のとおりである。

- ①前年度末に次年度の大まかな実施日を協議しておくことで、年度が変わってから円滑に交流及び共同学習がスタートできるようにした。
- ②事前打ち合わせでは、両校担当者が直接会って調整することを基本としつつ、電話やFAXでのやりとりも含めて、時間の有効活用を図った。
- ③実施後の振り返りについては、対象児童の様子を記入する報告書シートを活用し、次回の実施に向けて改善できるよう工夫した。また、他の児童生徒の交流及び共同学習の取組に反映できるよう、校内ネットワークを活用して、他の教職員がいつでも閲覧できるようにした。

また、合理的配慮協力員は、学校間交流及び居住地校交流の両方で児童生徒に付き添い、支援・調整に取り組むとともに、相手校との日程及び学習内容の調整や相手校児童生徒及び教職員への理解・啓発のための学習及び研修を実施した。

3. 成果及び課題

【成果】

倭小学校で得られた具体的な配慮事項を、小学校の居住地校交流の教科学習場面で応用し、実践することで、聴覚に障がいのある児童が安心して学習に参加できた。さらに個別の配慮を実施することで、見通しを持って授業に参加するとともに、積極的に挙手する場面が増えるなど、学習意欲の向上につながった。

【課題】

聾学校の児童生徒への事前の説明等、個々の合理的配慮を事前準備するためには、居住地校交流校と綿密な授業内容の打ち合わせが必要である。

また、学年が進行すると授業内容における情報量が増えるため、居住地校交流を希望する児童のニーズ、学習に参加する教科、授業及び合理的配慮の内容等を本人・保護者と確認して進める必要がある。

【今後の展望】

交流及び共同学習は、共生社会の実現に向けて、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り共に学ぶことを実現するための有効な手段であり、本県の教育のあり方を示すみえ県民カビジョン、三重県教育施策大綱、三重県教育ビジョンの取組内容として明示している。

本県の特別支援学校における交流及び共同学習では、行事等を中心とした交流学习が一定の実績もあり定着している一方、教科学習を中心とした共同学習については、学校間で教育課程上の位置付けや評価方法が異なり、実施が進みにくい状況にあり、今後の検討が必要である。

特別支援学校の児童生徒が、小中学校等で同じ場で共に学ぶことができる場面の一つとして交流及び共同学習の取組を進めるには、合理的配慮の基礎となる環境の整備として、全ての子供が学ぶ喜び・分かる楽しさを実感できる授業づくりを推進する必要がある。そのためには、教科学習に取り組む共同学習を進めるにあたって、学校間の教育課程上の位置付けや評価方法に係る先進事例の紹介など、各校への具体的な指導・助言を進めるとともに、特別支援教育研究実践報告会等の研修の機会を通じて周知を図ってきたい。

※三重県では法令・医療用語等以外は「障がい」の表記を使用している。